

トリテキホウ

# 取適法(改正下請法)のポイント

これまでのいわゆる「下請法」は、法律の題名および内容が大きく変更され、「取適法」(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)として、2026年1月1日より施行されています。

本法は、従来の下請法の内容から、規制の適用対象、義務、新たな禁止行為の追加等が盛り込まれています。これにより、中小受託事業者との業務委託取引におけるルールが見直されることになり、実務への影響も想定されます。当セミナーでは本法の執行機関である公正取引委員会の担当者をお招きし、直接その内容を説明していただきます。

日時

2026年  
**4月22日(水) 18:30~20:00**

場所

鹿児島大学郡元キャンパス 法文学部棟  
2号館3階 大会議室 ※ 車入構可

講師

公正取引委員会事務総局九州事務所  
総務管理官 大瀧 勇夫 氏

対象

弁護士、司法書士、社会保険労務士ほか、  
フリーランスを含む委託業務事業関係者等

申込  
方法

下記リンク先の申込フォームからお申込み下さい。  
URL：<https://forms.gle/TTKbSSzEmj22GtXK9>

申込締め切り:2026年4月21日(火) 正午

参加費  
**無料**



主催 鹿児島大学法文学部附属司法政策教育センター

お問い合わせ

鹿児島大学法文学部附属司法政策教育研究センター

〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目21番30号

TEL : 099-285-7569/3905 FAX : 099-285-7600

MAIL : [center\\_support@ls.kagoshima-u.ac.jp](mailto:center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp)

